



平成 21 年 4 月 30 日

各 位

会社名 シ ン キ 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 常 峰 仁
(コード番号：8568 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 根 本 要
TEL：03-3345-9341
URL：<http://www.shinki.co.jp>

定款の一部変更等および 全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 30 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 4 日において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および普通株式の株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に第 1 号議案「株券電子化に係る定款一部変更の件」、第 2 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、第 3 号議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」および第 4 号議案「全部取得条項付種類株式の取得の件」をそれぞれ付議し、本種類株主総会に議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」を付議することを決議いたしまして、本臨時株主総会において、第 1 号議案ないし第 3 号議案が全て原案どおり承認可決され、且つ本種類株主総会において、議案が承認可決されることを条件として、定款の一部変更により当社普通株式を全部取得条項付種類株式に変更のうえ、これを全て取得することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社普通株式は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなって、東京証券取引所により、平成 21 年 6 月 5 日から平成 21 年 7 月 4 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 5 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意下さいますようお願いいたします。

記

第 1 当社の定款の一部変更について

当社は、平成 21 年 6 月 4 日において、本臨時株主総会および本種類株主総会を開催し、次のとおり議案を上程して、当社定款の一部変更を行います。

I. 本臨時株主総会第 1 号議案「株券電子化に係る定款一部変更の件」

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「株式等決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券電子化）されました。これにより、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされておりますが、当社定款上、不要となりました株券の存在を前提とした規定の削除、用語の形式的な変更およびその他所要の変更を行ったうえで、当該規定の削除に伴う、条数の繰上げを行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿は、株式等決済合理化法の上記施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで、これを作成して備え置かなければならないことから、その事務等についての経過的な措置を定めるため、附則第1条、第2条および第3条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株券の発行) | |
| 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) | (削除) |
| 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式についての権利) | (単元株式数) 第6条 (現行どおり) (削除) |
| 第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) | (単元未満株式についての権利) 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) |
| 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 | (株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 |
| (株式取扱規程) | (株式取扱規程) |
| 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | 第9条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 |
| 第11条 ～ (条文省略) | 第10条 ～ (現行どおり) |
| 第43条 (新設) | 第42条 (附則) |
| | 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 |
| | 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 |
| | 第3条 附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前2条および本条を削るものとする。 |

II. 本臨時株主総会第2号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」

1. 変更の理由

- (1) 平成21年3月19日付け「当社株式に対する公開買付けの結果および主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、当社の親会社である株式会社新生銀行(以下「新生銀行」といいます。)および新生銀行グループによりその発行済株式の100%を所有されている新生フィナンシャル株式会社(旧社名「GEコンシューマー・ファイナンス株式会社」。以下「新生フィナンシャル」といいます。)が、平成21年2月4日から平成21年3月18日まで当

社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。その結果、平成21年3月26日の決済日をもって、新生銀行は当社普通株式27,077,345株を、新生フィナンシャルは当社普通株式16,797,200株を、それぞれ取得しました。その結果、本日現在、新生銀行は当社普通株式129,507,441株を、新生フィナンシャルは当社普通株式16,797,200株を、それぞれ所有するに至りました。

総株主の議決権の数（平成21年3月31日現在1,511,263個として計算しています。以下同じとします。）に対する新生銀行の議決権の数の割合は85.69%で、新生フィナンシャルの議決権の数の割合は11.11%であり、これらを併せますと、総株主の議決権の数に対する新生銀行および新生フィナンシャルの議決権の合計数の割合は96.80%となります。

本公開買付けの結果を受けて、新生銀行は、自らおよび新生フィナンシャルが当社の発行済株式の全て（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを通じて当社を新生銀行グループの完全支配下におくための一連の手続（以下「本完全支配化手続」といいます。）を実施することなどによって、新生銀行グループ全体での収益の柱のひとつとして位置付ける個人部門において、新生銀行グループ内の当社と新生フィナンシャルがそれぞれ別個に取り組んでいるコンシューマーローン事業に係る重複業務を統合し、業務効率化と競争力の強化を図る意向を有しております。かかる意向の下、新生銀行は、当社に対して、本完全支配化手続の実施を要請しました。

また、新生フィナンシャルは、新生銀行の上記意向および当社による本完全支配化手続の実施に賛同しております。

日本の消費者金融業界は、①平成18年の最高裁判所の判決（最高裁判決平成18年1月13日）で、旧貸金業規制法第43条に規定されたいわゆる「みなし弁済規定」の要件について厳格な判断が示されて以降、かかる超過利息の返還を求められる事例が急増したこと、および②平成18年に制定された改正貸金業法および改正出資法の、平成21年度中にも予定される最終施行により、貸出金利の上限が15%から20%に制限されるとともに、年収等の3分の1を超える貸出が原則禁止となることという、2つの大きな出来事により、市場規模の縮小および事業収益性の低下が見込まれております。このような状況に対応すべく、当社は、従前より継続して行ってきた独自の経営改革および新生銀行との間の資本・業務提携に伴う各種成果に加えて、さらなる効率化と良質な貸付資産の拡大を図るためには、本完全支配化手続を実施することなどによって、新生銀行グループ内でコンシューマーローン事業の業務統合を進めることが合理的でありかつ必要不可欠であると判断しております。

このため、当社は、新生銀行の要請に基づき、以下の方法により、本完全支配化手続を実施することといたしたいと存じております（以下の①から③までを総称して、「本定款一部変更等」といいます。）。

- ① 本臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じとします。）を付加する旨の定款変更を行います。なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。
- ③ 会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の株主様（但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、新生銀行および新生フィナンシャル以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。このように交付される種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

上記③の手続の完了により、新生銀行および新生フィナンシャルのみが当社の株主になる予定です。

- (2) 本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうちの上記①を実施するものであります。具体的には、会社法上、全部取得条項の付加された株式は種類株式発行会社のみが発行でき

るものとされていることから（会社法第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、本臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式として、本議案においては、以下の内容のA種種類株式を設けるとともに、それに伴って、当社が、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していた定款第7条（本臨時株主総会第1号議案による変更後の定款第6条）につき、当社普通株式にのみ単元株式数を定め、A種種類株式には単元株式数を定めないことを明確にするための変更を行うほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、本臨時株主総会において本臨時株主総会第1号議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。

（下線は変更部分を示します）

| 本臨時株主総会第1号議案による変更後の定款 | 追加変更案 |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、60,455万株とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、60,455万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は60,454万株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は1万株とする。</u></p> <p>(A種種類株式)</p> <p><u>第5条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主またはA種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者およびA種種類株式を有する株主またはA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</u></p> |
| <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第15条の2 第12条、第13条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> |

III. 本臨時株主総会第3号議案および本種類株主総会議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」

1. 変更の理由

上記「II. 1. 変更の理由」において説明申しあげておりますとおり、当社は、本定款一部変更等により本完全支配化手続を実施いたしたいと存じております。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうちの、本臨時株主総会第1号議案および第2号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更を行うものであります。

具体的には、本臨時株主総会第1号議案および第2号議案による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。本議案が本臨時株主総会および本種類株主総会においてそれぞれ承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。

また、下記「2. 変更の内容」中の全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付される当社A種類株式の割合については、下記「第2 1. 全部取得条項付種類株式の取得の内容」中の「(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項」における記載をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、本臨時株主総会において、第1号議案および第2号議案について原案どおりご承認が得られること、ならびに本臨時株主総会および本種類株主総会において本議案がそれぞれ原案どおりご承認が得られることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成21年7月10日といたします。

(下線は変更部分を示します)

| 本臨時総会第1号議案および第2号議案による変更後の定款 | 追加変更案 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行するA種類株式を普通株式1株につき0.00000006株の割合をもって交付する。</u> |
| (新設) | <u>(附則)</u> <u>第4条 第5条の3の規定は、平成21年7月10日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条(附則第4条)を削るものとする。</u> |

第2 全部取得条項付種類株式の取得について

当社は、本臨時株主総会の承認を得て、会社法第171条ならびに上記変更後の定款に基づき、当社が本件株主様から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、次のとおり、取得対価として、上記変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種類株式を交付し、当社A種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関し、1株未満の端数処理を行います。

1. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

- (1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項
 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主様(但し、当社を除きます。)に対して、その所有する全部取得条項付種類株式1株につき、新たに発行する当社A種類株式を0.00000006株の割合をもって交付いたします。
- (2) 取得日
 平成21年7月10日といたします。
- (3) その他
 全部取得条項付種類株式の取得の効力発生は、上記定款変更の効力が発生することを条件といたします。

2. 当社A種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関する1株未満の端数処理について
 上記のとおり、新生銀行および新生フィナンシャル以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種類株式の数は、新生銀行および新生フィナンシャルによる当社の完全

支配化が達成されるよう、1株未満の端数となっておりますが、このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

即ち、当社では、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、新生銀行に対して売却することを予定しておりますが、かかる売却により得られた代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格（1株当たり100円）を基準として算定される予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は本完全支配化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、計算上の端数調整が必要な場合などにおいても、実際に本件株主様に交付される金銭の額が、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格と異なることがあり得ます。

第3 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成21年6月5日から平成21年7月4日の間、整理銘柄に指定された後、平成21年7月5日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

第4 日程（予定）

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 本臨時株主総会および本種類株主総会開催日 | 平成21年6月4日（木） |
| 株券電子化に係る定款一部変更および種類株式発行に係る | 平成21年6月4日（木） |
| 定款一部変更の効力発生日 | |
| 整理銘柄への指定 | 平成21年6月5日（金） |
| 定款変更に関する通知公告 | 平成21年6月5日（金） |
| 全部取得条項付種類株式の取得に関する基準日設定に関する 通知公告 | 平成21年6月5日（金） |
| 当社普通株式の売買最終日 | 平成21年7月3日（金） |
| 当社普通株式の上場廃止日 | 平成21年7月5日（日） |
| 全部取得条項付種類株式の取得の基準日 | 平成21年7月9日（木） |
| 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日 | 平成21年7月10日（金） |
| 全部取得条項付種類株式の取得の効力発生日 | 平成21年7月10日（金） |

なお、決議通知の発送に併せて、本件株主様に金銭を交付するためのご案内を送付する予定です。また、上記の日程は、諸事情により変更される場合があります。

以 上